

平成20年2定総務企画常任委員会

亀井委員

まず、特別秘書についての質疑を数点させていただきたいと思います。

特別秘書については、本会議や本委員会でも、いろいろと御説明をいただいているところですので、確認の意味で数点だけお聞きしたいと思います。

はじめに、重複した質疑で大変恐縮ですが、特別秘書の具体的な職務内容を、政策補佐官との違いを明確にしながら御説明いただけますでしょうか。

人事課長

職務の内容を具体的に申しますと、知事が行う様々な政治的な行為の事前準備や、出席依頼があった行事の日程調整ですとか、知事の代理として行事に出席するといった業務が主になろうかと思えます。

その対象となる行事は、国会議員や地方議員、市町村長といった公選の方々と接触を持って行う各種の調整や会談、それから、政党や政治団体からの依頼事項への対応、そして、企業あるいは経済界のトップへの対応ですとか、マスコミの対応ということになります。

それから、そういったものが全部特別秘書の職務の対象というわけではなくて、テーマによって、行政課題といったものは従来どおり副知事や部長が対応して、政治マターの問題があれば特別秘書が対応するといった大きな仕切りでございます。

そして、庁内に向けての仕切りとして、庁内での政策形成過程には関与しない。そして、部局や職員に対して直接命令をしないといったことも、本県の取決めとして決めていきたいと考えております。ですから、政策補佐官との違いであります。政策補佐官につきましては、県庁内の政策形成に関して知事を補佐するという役割でありまして、特別秘書の方は政務に関して知事を補佐するということであります。業務の分野の内容が違うということをお理解いただきたいと思います。

亀井委員

特別秘書については政務を担当して、政策補佐官については庁内での政策形成に関与するということで、バッティングしないという答弁かと思いますが、客観的に見て、政務という部分と、政策形成という部分については、密接な関係があると思っております。厳格にそこを分離して独立させなければ、何らかの機会に特別秘書が指示をするとか、そのような懸念も払しょくできないのではないかと思います。政務と政策形成をきちんと分離して、なおその独立性を担保することをしなければ、前回、前々回からの議論でもありましたが、側近政治みたいな形になってしまうのではないかと懸念もあると思います。その点については、どう考えていらっしゃるでしょうか。

人事課長

お会いする相手が国会議員であったり、市町村長であったりとか、公選の方々とお会いするということが政務の位置付けをしますが、扱う内容が政治的な課題だけでなく、県の政策に及ぶことも想定されますので、そういった意味で厳密な分けはできませんが、それは情報として県庁内に持ち帰り、特別秘書がその情報を媒体にして、県庁内にいる指示をするといったことはないようにしていきたいと考えております。いずれにしても、政策補佐官についても、知事の秘書という位置付けになりますから、その辺は知事がきちんとコントロールして、部局に指示するといったことで、県庁内の混乱といったものは生じないと考えております。

亀井委員

そのところのきちんとした担保をしていただかないと、県民としてはよく分からないまま、不透明感を脱することができないという懸念がありましたので、お聞かせいただきました。

では次ですが、特別秘書という形でこれから仕事をするという機会ができ、先ほども出ましたが、どこで何をしているか分からないとなると、県民の感情としては何をやっているのかという疑念の目が注がれかねないと思います。ですから、その透明性の確保ということに関して、例えば副知事や部長級の方々と比較として、どのぐらい違うのかということをお教えいただけますか。

人事課長

この特別秘書の職務の透明性については、情報公開制度というものに照らしてどうかというところが1点あるかと思えます。当然、これは情報公開制度の対象になる職でありまして、文書を残せばそれは公開をしていくということになります。それから、行動をして旅費を使えば、それは公開していくということになります。

お尋ねの副知事ですとか部長の職、これも情報公開制度からすれば全く同じ位置付けでありまして、文書にしたもので残せば、それが公開の対象になり、出張すれば、旅費として公開の対象になります。ただ、これも両者に共通したところですが、行った先でどんな話をしたか等々、それから、残された文書についても、機関同士の内部調整をしている段階のものというのは、県民に誤解を与えかねないところがありますので、政策形成過程のものについては公開しないという取扱いがございます。これは、特別秘書にしても部長にしても、同じ取扱いがなされて非公開となるといったことはあると思えます。

亀井委員

特別秘書は知事の政務を補佐するということですが、やはり庶民の税金を使って給料を支給されるということもありますから、県民から疑惑を受けないように、きちんとした透明性を確保しつつ、あとは政策補佐官との違いを明確にして、そこを担保できるような体制をこれからしっかりと築いていっていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

次に、条例見直しの仕組み（案）について、数点お尋ねしたいと思えます。

条例見直しの仕組みは、条例を定期的に見直して、より良い条例とするための仕組みづくりであるということは理解できますし、県民にも分かりやすい仕組みとして実施してほしいと考えているところですが、1月の当委員会での質疑も含めて、数点、確認をさせていただきます。

条例見直しの視点についてですが、1月の質疑において、五つの視点だけで一律に見直すことは難しいので、フレキシブルに対応できるようにと指摘したところ、今回報告いただいた「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（案）では、どの条例にも五つの視点をすべて適用するのではなくて、条例の内容に応じて適用するという点を記載するという点でありますので、その点については非常に評価できていると思っております。

そのほかに、前回の委員会するときにも申し上げておりますが、条例の見直しの視点として、例えば条文の読み方によっては、良いのか悪いのか、県民が迷ってしまうような、明確性に欠けるような条文があった場合、つまり、条例に触れるかもしれないからやめておこうと、県民に不利益をもたらすような条文があった場合に、その場合は明確性という項目を立てる必要があると思うのですが、それはどこで担保されるのでしょうか。

法務文書課長

条例の規定が明確でなければならないという視点は、確かに大切なことであろうと認識をしております。それは、1月の当委員会で委員から御指摘を受けた際に引用された最高裁の判例等にも表れておりますが、条例で罰則をもって何らかの規制をしている場合に、規制の根拠となる規定が明白、または明確でなければ、当該規制というのはスムーズに実現もできませんし、そのまま強引に適用すれば、し意的な罰則ということになるというような観点から、憲法上の問題があるという指摘も受けかねないこととなります。

したがって、私どもとしても、そうした条例の条文の明白性、明確性については、大切なことと考え、見直しの視点で言えば、適法性の視点に含まれるものとして考えておいて、具体的には解釈通知などで特に権利を制限し、または義務を課す条例について、規定の内容が十分に明確かどうか、そういう視点で見直すというような形で記載をしたいと考えております。

亀井委員

要するに、明確性という視点は適法性の視点で見ると、適法性の視点に含まれるという答弁だったと思います。

角度を変えて、昨年の9月定例会での、いわゆる多選禁止条例の審議の際にも議論しましたが、一般的には違法性の懸念が十分あるという一方で、当局側としては、適法だという判断があった場合に、違法性の部分でふりかけられるということがなくなってしまいうわけです。条例を見直す必要があるというときに、当局側が必要ないと言ってしまうと、土俵にも上がらないという懸念があるのですが、これについてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

法務文書課長

条例の見直しの五つの視点の中に、適法性という視点を入れているわけですが、その適法性の視点について、条例の見直しの際の判断をするのは、まずは条例提案権を持つ知事でございます。見直した結果を所管の常任委員会に御報告する際、ないしはその御報告をしたうえで改正の必要があるという結論になった場合、条例改正案の御提案をさせていただく常任委員会ないしは本会議、このそれぞれの過程を通じまして、知事及び議会の双方が見直した結果の条例案の適否等について、適法性の視点も含めて御判断いただくと考えております。

亀井委員

要するに、適法かどうかという判断も、もう一回この議論の場に置かれるということを理解しました。

条例を制定するときや既存の条例を見直すときの適法性、必要性の判断を、最終的にはだれが行うことになりますか。

法務文書課長

繰り返しになりますが、提案するにはもちろん適法性について十分に吟味をすることが一つあると思います。さらに、新規の制定、一部改正、その他の場合に、条例案は議会での審査を受け、御議決いただければならないという意味において、適法性の判断を含めた議会での御判断をいただくということはあると思います。

さらに、まれなことかとは思いますが、県として、知事及び県議会として適法という判断で制定した条例が、時の流れ等で、場合によれば個別の事案として裁判になり、司

法の判断として適法性が判断されることが可能性としてはあろうかと思いますが、とりあえずは提案権者と、それから、御審議いただく議会において判断されると考えております。

亀井委員

最終的に、この場で判断するとなった場合は、判断する材料としてしっかりとした情報公開をしていただかなければいけないと思います。その点については、どのように考えていらっしゃいますか。

法務文書課長

議会での御審議で五つの視点、ないしは適法性の判断についての御議論を十分していただくために、見直した結果について御報告をする際には、形は今後詰めたいと思いますが、そうした視点で見直した結果、こういう整理だったというように、見直しの結果が分かるような御報告をし、その結果、改正条例案を提案させていただく際にも、新規の条例の制定の場合がそうであるように、改正の基本的な考え方であるとか、次は骨子案であるとか、素案であるとか、そういった適当な段階を踏んで、改正の審議にも資していくということになろうかと考えております。

亀井委員

見直しに当たっては、見直しの五つの視点をしっかりと踏まえて、情報公開ができるところはしっかりと情報公開をしていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質疑に移りまして、行政システム改革の取組について、その中での民間活力の導入についてお尋ねしたいと思います。

県では、従来から民間活力導入指針を策定するなど、民間活力の導入の推進に努めてきたことは承知しておりますが、個々の事業について、民間活力の導入を進める場合、具体的にどのような形で進めていくのか、具体的にどのように検討していくのか教えてくださいいただけますか。

行政システム改革推進課長

県では、これまで平成 13 年度に民間活力導入指針というものを策定いたしました。こうした中で民営化、あるいは民間委託を進めていく場合に、どういった基準、考え方で事業を選定していくのか、こういったものを取りまとめさせていただきました。

各部局は、この基準を参考にしながら検討の対象とする事業を選定いたしまして、民間委託等を行った場合のコストの削減効果といったものもきちんと算定、検証しながら、予算査定等を通じて、個々の具体的な民間委託、あるいは民営化等が進められてきましたし、今後も基本的にはそういった考え方で進めていく形になります。

亀井委員

民間活力の活用について、参考資料、平成 19 年度及び平成 20 年度当初に向けた行政システム改革の取組みの 12 ページになりますが、具体的な取組事例として、出先機関の警備業務ですとか、庁用自動車の運転業務に民間委託化を拡大するということが紹介されています。これまでに、どういった業務分野を主体に民間活力を導入しておられるのでしょうか。

行政システム改革推進課長

民間活力の手法については、この間も例えば P F I ですとか、あるいは E S C O 事業

など、新たな手法も導入されてまいりましたが、最も一般的な民間活力の導入の手法としては業務委託という形になりますので、この業務委託の状況について、お答えをさせていただきますと思います。

指定管理も含む平成 18 年度の委託料の決算の状況で申し上げますと、件数は 9,989 件、額は 659 億円でございますが、この額の約半分が、いわゆる施設の管理でございます。公の施設の指定管理料ですとか、あるいはそれぞれの各庁舎における警備、清掃、設備点検、保守点検、こういったいわゆる施設管理が決算額の半分程度を占めております。それ以外でございますと、例えば用地測量ですとか、施設設計、積算といった、いわゆる専門的な知識、設備を必要とする業務を民間に委託するもの、さらに、地質調査ですとか埋蔵文化財調査等々を合わせますと、約 2 割の額といった状況でございます。

亀井委員

話を変えて、来年度から新たに民間活力の導入を図る事務として挙げられているものに、自動車税及び自動車取得税に係る業務の一部民間委託化がありまして、自動車税コールセンター（仮称）については、平成 20 年 8 月から業務を開始すると書かれています。この業務は民間のオペレーターが納税者の方々と直接受け答えをするということですが、その円滑化に向けて十分に準備をして臨まなければいけないと思います。開設に向けた現在の進捗よく状況はどのようになっていますか。

税務課長

今回、設けさせていただこうと思っております自動車税コールセンターでございますが、この業務は自動車税が未納となっている方へのいわゆる納付の呼び掛けという業務、それから、納税者からの各種のお問い合わせに対する回答という、この二つがございます。この二つの業務は時期によって変動はありますが、かなりの件数を取り扱うということになりますから、一番多い時期ではオペレーター 30 人程度を用意して対応するというのを考えております。したがって、事務室としても、かなりのスペースを要するということになりますので、具体的には緑県税事務所の 2 階の大会議室を改修して対応する予定でございます。現在、その改修工事を進めておりますが、おおむね終了しております。今後は電話回線の増設工事ですとか、あるいは入退室の管理装置の設置ですとか、そういった施設設備の工事に取り掛かると聞いております。

また、オペレーターが納付の状況を確認しながら業務を行うということになりますので、端末を設置し、あるいはシステムの改修も行うことになります。来年度の当初に入札で事業者を決定することになりますが、現在、オペレーターが使用するマニュアルの作成、検証というのを進めております。事業者が決定いたしましたら、十分な時間をかけて研修等を行ってまいると、このように考えてございます。

亀井委員

民間委託した業務であっても、行政としての責任がなくなるわけではありません。また行政としての責任を果たすためにも、民間事業者にゆだねられた業務が適切に行われていくかどうかを検証していかなければいけないと思います。介入し過ぎるのは問題だと思いますが、コールセンター開設後において、民間事業者の業務の取組状況をどのように検証していくつもりか、お伺いしたいと思います。

税務課長

まず、委託する業務につきまして、あらかじめ一定の目標数値を定めて、その履行状況を確認していきたいと考えております。

具体的に申しますと、まず納税者からのお問い合わせに対する回答という業務の場合には、オペレーターが電話に出るまでの時間、いわゆる応答時間、あるいは電話がつながる率、着信応答率といったものを指標に考えております。

また、納付の呼び掛けの業務については、電話番号が判明している方にどれだけ呼び掛けができたかというものを指標にして、目標数値をあらかじめ仕様書で示し、入札の結果、業者が決まれば、その実施状況について、日報、月報で報告を求めて、目標に達していない場合には、事業者とともにその理由を検証して改善していくことを考えております。

また、業務を行っていく際に、行政側の責任としては、何としても個人情報保護ということが必要になります。情報の流失が絶対にあってはならないわけですので、システム的にも事業者が取り扱う情報というのは、コンピューター上も必要最小限のものになるように、県税事務所で一般的に取り扱っている個人情報的なものすべてをシフトしていくということがないように、システム上も切り分けを行うとか、入退室の管理をきちんと厳重に行うとか、そういったハード、ソフトにわたった留意をしていきたいと考えております。

亀井委員

民間活力の導入を図る手法としては幾つかありますが、例えば指定管理者制度ですとかPFIなどは、規模の小さい事業者が参入しにくいという面もあると聞いています。また、指定管理者制度においては、自分の企業の関連会社に大体周りの業務もやらせるというように、地元の業者が排斥されるような例も聞いております。そういうことも改善しつつ、今後民間活力を更に推進していく上で、特に業務委託を拡大することが重要ですし、また、慎重にやらなければいけないと思います。これからの取組に関して、そういった観点をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

行政システム改革推進課長

業務の民間委託につきましては、これまでも導入しやすいものについては、ある程度進めてきたという認識でおります。ただ、今後できるだけ民間事業者の皆さんにお願いできる場所をお願いするといった観点で、引き続き業務の委託化を進めていく必要があると考えております。その手法といたしましては、例えばそのまま丸ごと業務を委託することはできないが、ある程度切り分けたうちの一部分について業務委託していくといったことは考えられると思います。あるいは、各所属に分散しているような業務でも、一つにまとめれば十分委託ができる、スケールメリットが出てくるといった業務もあると思います。そういった部分も細かく見ながら、これから業務の委託が可能なものを更に考えていきたいと思っております。

委員から御指摘がございましたように、比較的規模の小さい事業者の方が受けられないという議論もございます。これについては、この指針を昨年改定するとき、いろいろな団体の皆さんから御意見を伺ったのですが、中小企業の団体等からそういった御意見もございました。また、事業の選定だけではなくて、入札や契約についても、もちろん一般競争入札が原則というのは分かるが、その価格だけでなく、もう少しアイデアを競うようなプロポーザル方式等々も導入してくれないかといった御意見もいただきまして、新たな指針の中ではそうしたことも少し位置付けさせていただいているところでございます。

亀井委員

最後に要望しますが、民間活力の導入は、県が実施している業務や提供しているサー

ビスについて、コストの削減を図るとともに、サービス水準の維持向上を目指すもので、サービスを受ける県民にとってもメリットが大きいと考えられると思います。民間に任せの方が効率的、効果的に実施できる業務は多々あると思いますので、今後できるだけ民間活力を導入していただきたいと思います。

また、最後にお聞きしましたように、地元の企業というか、中小企業も参入しやすいような制度を、これからしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地方交付税について何点か質疑をさせていただきたいと思います。

本定例会における、我が会派の藤井議員の代表質問のときに、平成 20 年度当初予算として地方交付税を 160 億円計上した理由などについて伺いました。知事からは、予算計上の理由とともに、地方交付税は大変貴重な財源であり、予算計上額は是非とも確保しなければならないという、地方交付税確保に向けた決意が示されたところであります。

そこで、平成 20 年度の地方交付税の確保に向けた取組なども含めて、何点かお聞きしたいと思います。

まずはじめに、平成 20 年度の地方交付税について、その総額の状況と特徴を御説明いただけますでしょうか。

財政課長

ここ数年の地方交付税の傾向でございますが、三位一体の改革がございまして、よく言われますが、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間で、交付税自体は 2.1 兆円減ってまいりました。これに臨時財政対策債を含めると、5.1 兆円も減ってきたというような状況がございまして。これにより、地方の一般財源が非常に大きく減ってしまったということで、大変苦しんでいただけてございます。平成 19 年度の地方交付税も、同じような抑制基調で推移してまいりましたが、平成 20 年度は逆に、地方交付税が約 15 兆 4,000 億円、平成 19 年度と比較しまして 2,000 億円のプラスになりました。率としては、1.3% のプラスということになります。地方交付税自体が増えたということは、平成 17 年度以来 3 年ぶりということになります。これが一番の特徴になろうかと考えております。

亀井委員

平成 20 年度は前年度よりも 2,000 億円増えているという話がありましたが、久しぶりに増えたその要因は何でしょうか。

財政課長

要因を細かく分析しますと、いろいろございますが、特徴的なところとしてまず言えるのが、地方交付税の中に特別枠というものができたことです。地方再生対策費という名称で、この特別枠で 4,000 億円を確保するという形になっております。地方再生対策費は、地方が自主的、主体的に取り組む地域の活性化の施策について必要な経費を措置するという内容のものでございます。この特別枠 4,000 億円を除きますと、逆に 2,000 億円減って、実質的には減といった状況になっております。

亀井委員

地方再生対策費の説明がありましたが、具体的にどのような仕組みなのか、本県への影響も含めて、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

財政課長

昨年の経緯をお話し申し上げる必要がございまして、地方自治体間での財政力の格差

について、その是正をどうするかという課題が国の方でかなり議論されました。

一つは法人二税を中心として、東京都などに税が偏在している一方、地方はそれに比べて苦しいというような議論でございました。財務省などからは、東京都の税を地方に持っていけばいいと、地方の中でやりくりすればいいという、いわゆる水平の調整をするというようなお話がございました。地方自治体、特に本県などは、そもそもその調整自体を地方交付税の役割として担っているのだから、地方交付税が総額で 5.1 兆円も減ったこと自体が問題であり、これを復元するのが筋だというような主張をしてまいりました。

結果といたしまして、消費税を含む税制の抜本改革というものを実施し、それまでの間は暫定措置として都道府県税である法人事業税の半分を、地方法人特別税として、特別に国税とするというお話になりました。この地方法人特別税により、一定の指標で都道府県に譲与税として配分してしまうというやり方をいたしますと、東京都とか愛知県などの地方交付税の不交付団体の税が減りまして、その結果、4,000 億円程度の財源が見込め、その財源を使って、市町村を中心とした財政力の非常に厳しいところに、地方交付税の特別枠として配分して、地方の活性化に資するような形にしていくという仕組みでございます。

その地方交付税の配分は人口を基本にするとはされておりますが、本県の場合、いろいろな補正をかけられます。例えば、第一次産業人口が多いとか、人口密度が少ないところに多く配分するとか、そういう補正をかけると示されておまして、1月の総務省の会議では、算定ベースで 25 億円程度という数字が示されております。

これについては、人口 170 万人の都道府県というのが一つの標準的なモデルとされておまして、目安として 20 億円程度と言われておりますが、人口 890 万人の本県はそれに比べて非常に人口が多いため、極度の補正をかけられてしまい、25 億円程度ということになっているといった状況と認識しております。

亀井委員

今おっしゃったように、極端な配分だと私も思います。地方交付税は実質的には減っているということは理解しましたが、地方交付税総額との関係で見ると、本県の予算額は平成 19 年度の 260 億円との比較で、100 億円減の 160 億円となっているわけです。減少幅が非常に大きいと思います。

本会議における知事の答弁では、地方交付税は伸びているものの、公債費や後期高齢者医療制度の負担が伸びたということもあり、そうすると、予算額に大きな影響が出るということですが、本県の場合、予算額にそのように大きな影響額が出るというのはどういう事由からなのか、詳しくお聞きしたいと思います。

財政課長

地方交付税総額の決め方でございますが、これは国税の 5 税の一定割合を基本にいたします。具体的には、所得税と酒税の 32%、法人税は 34%、消費税が 29.5%、たばこ税が 25%です。ただいま申し上げました率は、そのまま地方交付税の原資になってまいります。基本的に、地方交付税の総額は、こういう形で国税の一定割合でベースが固まってまいります。

では、各団体の地方交付税はどう決めるかということでございますが、標準的な行政水準を保つために、一般財源がどれだけ必要かという、基準財政需要額というものをまず積み上げます。そして、標準的な税収入がどれくらい入ってくるのかという基準財政収入額に対して標準的な行政サービスするのに、どれだけの税収が必要か、その差額が交付税という形になります。足りない分は地方交付税で埋めるという算定の仕方をいた

します。

したがって、各団体の収入額と需要額との関係によって、その差が大きくなったり小さくなったりします。各団体によってこの状況はかなり変わってまいります。

具体的に申し上げますと、神奈川県は人口も非常に多く、そして、税収規模も全国的には大きくなりますので、この基準財政需要額も基準財政収入額も、それぞれ積み上げていきますと 9,000 億円以上、1 兆円くらいの数字になります。もし、この伸びなり需要なりが 1 % 程度動くと、それだけで 100 億円くらいの誤差が出てまいります。つまり、地方交付税自体には 100 億円くらいの大きな差が出てくるということになります。

積み上げの結果、この需要額と収入額の差が昨年度よりも 100 億円ほど縮まったというような状況で、160 億円の予算計上をさせていただいたところでございます。

亀井委員

基準財政需要額と基準財政収入額の差額、要するにそういう不足分を地方交付税で埋めていくということのようですが、平成 20 年度の基準財政需要額と基準財政収入額について、前年度との比較でプラス要因、マイナス要因というのがあると思います。どのようなものが考えられるのでしょうか。

財政課長

主なものとして申し上げますと、プラス要因といたしましては、これは歳出にかかわるものですが、後期高齢者医療制度が新たに創設されることによりまして、本県の場合、一般財源のベースで 65 億円程度の歳出増が見込まれるという点がございます。さらに、県債の償還に係る公債費につきましても、約 40 億円程度の増が見込まれます。

逆に地方交付税にとってマイナス要因でございますが、個人住民税が税源移譲によって平成 20 年度から平年度化をいたします。平成 19 年度の 4 月、5 月分については収入はありませんでしたが、平成 20 年度から丸々 12 箇月分の収入になりますので、その分の増というのが 200 億円程度は見込まれます。

よって、基準財政需要額は先ほど申し上げた両方で約 100 億円、これは地方交付税にプラスに働いて、基準財政収入額は逆に 200 億円、これはマイナスに働きますので、差し引きで 100 億円程度は地方交付税の減となってしまうということでございます。

亀井委員

予算の見積りについては大体理解しました。

少し話を変えて、平成 20 年度は 350 億円の財源不足額を解消して、収支均衡予算を編成したわけですが、県税の先行きも楽観できるものではありません。今後は税収確保とともに地方交付税の確保が大変重要になってくると思います。知事も答弁で、確保に向けて自ら先頭に立って行動するとおっしゃっていましたが、当局としては平成 20 年度の地方交付税確保に向けて、具体的にどういう行動をとられるのでしょうか。

財政課長

基本的に、地方交付税は客観的な指標で算定されるということになっており、この客観的な指標にかかわるもので、神奈川県がどういう状況かということをしつかりと説明していく必要があると考えております。

一つは、本県の財政状況がどういう状況にあるのか、もう一つは、具体的な算定内容を具体的にどう変えてもらいたいのかという改善の要望が必要だと思っております。

一つの例を申し上げますと、神奈川県の場合に、人口 1 人当たりの地方税、つまり県

税と地方交付税を合計したものは、平成 18 年度決算で 12 万 9,000 円程度になります。全国平均では、これが 19 万 6,000 円で、6 万 7,000 円程度の差がございます。この神奈川県の人1人当たりの県税と地方交付税の合計額というのは全国で最下位です。これが最下位というのは、本来であれば、もっと地方交付税が交付されてもいいのではないかと、客観的な材料にはなると思っていますので、この状況をこれまでも常々申し上げてまいりましたし、これからもこうしたところは強調してまいりたいと考えております。

さらに、具体的な算定の内容で、これから特に力を入れていきたいと思っておりますのは、用地の取得費などを例に挙げさせていただきますが、全国的には非常に低いレベルで算定されていても、神奈川、東京など大都市については非常に高い状況となっております。その高い部分の割増しというのが、地方交付税の算定上はなされておられません。そういう意味では、本来いろいろな基盤整備を実施するとき、多くの用地取得費を要するにもかかわらず、算定上はそれを全然措置されず、全国平均でしか措置されていないという状況です。ここはおかしいのではないかと、もっと用地取得費の高い部分というのは算定上しっかりと見ていくべきではないかと、こういうような要望も出していく必要があるかと考えております。

このような大都市特有の財政需要というのを、しっかりと具体的に説明をして、理解を得ていくというのが重要でございますので、いろいろなヒアリングだけでなく、国の方にも積極的に赴き、このような状況について、時を逃すことなく説明をするなど、地方交付税確保のための活動をしてまいりたいと考えております。

亀井委員

最後ですが、平成 19 年度の普通交付税は、予算額で 260 億円だったものが 44 億円下回り 216 億円にとどまったわけです。こうした多額の財源不足を穴埋めするというのは大変なことだと思いますので、平成 20 年度はこうしたことがないように、是非とも地方交付税の予算額を確保していただきたいと思っております。

7 月末の決定に向けて、どのように取り組んでいくのか、最後に総務部長の御決意を伺いたいと思っております。

総務部長

地方交付税確保に向けての決意ということでございます。

今、委員からお話もございましたが、平成 19 年度の地方交付税の関係ですが、予算計上は 260 億円ということでございました。一時は 200 億円を大きく下回ってしまうのではないかと、このような状況もございまして、我々も確保に向けて大変な努力をしたところでございますが、結果として 216 億円ということで、残念ながら予算を 44 億円下回ってしまったという状況になったわけでございます。

そこで平成 19 年度においては、施策・事業の実施に当たって、これまで以上に効率的、効果的な取組に努めたのはもとより、今回、2 月補正予算でも増額補正をお願いしておりますが、県税収入が非常に大きく伸びたということもございました。そういうことで、最終的に平成 19 年度の地方交付税の不足分は補うことができたということでございますが、一方、平成 20 年度については委員からもお話がございましたし、また、昨今の新聞を見ても円高、株安というような状況にございます。政府の経済見通しなども、ここでかなり下方修正するということで、景気動向は非常に厳しさが増してきております。そういう意味で、県税収入に大きな期待をするというのは、なかなか難しい状況かと思われまいますので、今後、逆に予断を許さない状況があると思っております。

そういう意味でも、なおのことでございますが、予算計上した地方交付税額を何としても確保しないといけません。また、お話しのように予算額を下回るようなことがあつ

てはならないと、こんな思いを強くしているところでございます。

したがって、財政課長が答弁したように、事務的なレベルでのアプローチはもう当然のことでございますが、私自身も7月末の交付決定に向けて、総務省の幹部の方に直接会いまして、県の財政需要を反映した的確な地方交付税の算定をしてほしいと強く要望していきたくて思っておりますし、神奈川の財政状況は非常に厳しいといった実態も、是非御理解いただくように、何度でも足を運んでやっていきたくて考えてございます。

また、要所では知事、副知事にも出ていただいて、いわば県の総力を挙げて地方交付税の確保に努めていきたくて、このように考えているところでございます。

亀井委員

最後に要望いたしますが、地方交付税は本県にとって貴重な財源でありますので、予算に計上した以上は、予算割れはあってはならないことだと思っております。総務部長から予算額の確保に向けた決意を伺いましたので、財政当局は平成20年度の財政運営に支障が生じないように、7月の普通交付税の決定に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと要望いたしまして、この項目は終わります。

次に、企画部関係の質疑をさせていただきたいと思えます。

はじめに、地域の活性化への取組について何点かお聞きしたいと思えます。

地域の活性化への取組については、本会議における我が会派の代表質問で、藤井議員から京浜臨海部の活性化に向けた取組について伺いました。昨年には地域づくりを推進するため、各地域県政総合センターにおける地域づくり推進プランが策定されています。また、4月からは、新たに政策部に地域政策課が設けられまして、地域づくり推進プランを所管するとのことでありますので、地域づくり推進プランを中心に、地域の活性化への取組について数点お伺いしたいと思っております。

まず、地域の活性化に向けて、全庁的に取り組まれていると思えますが、平成20年度当初予算では、どのような取組が考えられるでしょうか。その辺からお伺いしたいと思えます。

企画総務課長

地域の活性化に向けましては、神奈川力構想・実施計画の戦略プロジェクトの中でも「7つの重点方向」の一つとして、「地域の特性を生かした活力と魅力ある地域づくり」を掲げておりまして、そのうち企画部といたしましては、羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化、それから、三浦半島の魅力あふれる地域づくり、相模湾沿岸地域の魅力の保全と創造、それと交流・連携による県西地域の活性化といった取組を進めております。

平成20年度当初予算では、京浜臨海部の活性化に向けた取組のほか、三浦半島公園圏構想や相模湾文化ネットワーク構想に基づく取組、県西地域での花と水の交流圏づくりや、新たな構想づくり、こういったことを行うこととしております。

また、地域県政総合センターが主体的に取り組む事業や市町村が行う地域づくりの事業に対する財政支援も計上してございます。

亀井委員

昨年、地域づくり推進プランが策定されて、これに基づいて地域の活性化への取組が進められていると承知しておりますが、計画を確実に遂行するために、企画部としての役割というのはどういうことなのかを教えてください。

政策課長

地域づくり推進プランでございますが、昨年9月に策定したものでございます。地域づくりに向けた県の取組を総合的に示す課題解決型のプランということで、地域県政総合センターが中心に管内の出先機関とか市町村で組織される策定推進会議を設けて策定したところでございます。

この策定作業に当たりましては、私ども政策課におきましても、オブザーバーとして会議に参加しまして、特に総合計画の実施計画との整合を図るという関係から、地域県政総合センターと所管部局との間に立った調整を図ったところでございます。

このプランにつきましては、今後、毎年度点検を行いながら進めていくということとしておりますので、引き続き私どももこの策定推進会議の下で、本庁の各部局が実施している事業の進ちょく状況、あるいは今後の取組内容、あと地域県政総合センターに情報提供を行うとか、あるいは新たに課題のようなものもございましたら、センターと所管部局とともに対応策を検討するなど、全庁的な観点からの調整を図ってまいりたいと考えております。

亀井委員

地域の活性化への取組においては、現場にある地域県政総合センターの役割が非常に大きいと思います。地域づくり推進プランには、地域県政総合センターが主体的に取り組む事業としてどのようなものが位置付けられているか、また、平成20年度はどのような取組があるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

企画・政令市担当課長

地域県政総合センターが主体的に取り組む地域活性化の施策としまして、地域県政総合センター自主提案事業というものがございます。これは、所管部局が明確でない事業とか、地域の特徴や活力を生かした独自の取組などを対象としまして、地域県政総合センター自らが企画、提案して、政策サマーレビューという予算の手続を経まして、自らが実施していくというような取組です。具体的な事業の主なものとしまして、例えば横須賀三浦地域では、三浦半島でのエコミュージアム活動を支援する事業として、地域のNPO等とネットワークを組んでイベントなどを開催する取組とか、あるいはタイワンリスの防除を促進する事業、それから、足柄上地域では観光地の集客力を強化する事業としてスタンプラリーなどを実施する取組、あるいは西湘地域では地域の資源を活用した体験学習型の観光プログラムを開発する取組、こういったものなどを展開することとしておりまして、平成20年度当初予算では、全地域県政総合センターで計18事業、5,959万円を計上させていただいております。

亀井委員

こうした地域づくりの取組に向けては、県と市町村との連携や県から市町村への支援も重要であると思います。地域づくり推進プランでは、市町村への支援はどのように行われているのでしょうか。

政策課長

地域づくり推進プランにおきましては、市町村が事業主体となって行う事業で、地域づくりの観点から県も支援や連携を行う事業を位置付けてございます。こうした市町村事業に対する県の支援でございますが、市町村の事業の推進体制、例えば連絡会議に県が参加するような事業連携を行うとか、市町村が行う計画の策定とか、各種市町村に対して助言を行うなど、県の職員が専門的見地から技術的な支援を行うことなどにより支

援、連携を行っている部分がございます。また財政的支援という観点から、市町村の施設整備事業のうち、地域資源を生かして地域の活力と魅力を高める面で効果的であると考えられる事業に対しては、地域づくり振興補助金の制度を設けまして、財政支援を行っていくという状況でございます。

亀井委員

話を変えますが、昨年6月の当委員会で、羽田空港の再拡張・国際化が、特に三浦半島にどのようなメリットがあるかということを知りましたが、その答弁の中で、多くの製造業がアジアとの国際分業を展開して、工程と工程を結ぶコストや輸送時間などのコストが羽田の国際化により削減されて、三浦半島などの首都圏に戦略的な工程、高付加価値型の工程を集積させることができるということで、三浦半島地域の製造業の生産能力の高度化や国際競争力の強化に結び付けるような取組を進めていきたいといった前向きな御答弁をいただきました。その後どのような形で進ちょくをしているのか、具体的にお話をお聞きしたいと思います。

京浜臨海部活性推進課長

羽田空港の再拡張・国際化のメリットとして、私どもは広域的なメリットという観点から物流に注目してまいりました。そのメリットを物流に生かすということから、平成18年度から横浜税関ですとか、あるいは横浜、川崎両市に加わっていただき研究会を設けて検討してまいりました。その中で平成19年度からは商工会議所、経済同友会の皆さんにも加わっていただいて、あと荷主ですとか、物流関係の団体の方、あるいは鉄道事業者、そういった方々にも加わっていただいて意見を伺ってまいりました。そして、これまでの議論を具体的な提言にまとめるということも視野に入れて検討をしております。

また、こういった中で企業の方々からは、国際分業の実態を見ると、物流面でもどこに飛ぶかということが大事であり、ASEAN、インドといったところに就航範囲を広げていくことが必要であるというような御意見もいただいております。物流という観点では、本県は早くからその重要性に注目いたしまして、2006年2月の神奈川口構想に関する協議会において、深夜・早朝時間帯を利用した貨物便の早期導入といったことも、知事から国土交通大臣に提案いたしております。

昨年12月にも、経済同友会の会長などと副知事が一緒に国土交通大臣にお会いいたしまして、就航範囲の拡大といったことを要望してきております。

今後とも企業や経済界の皆さんと連携する取組を進めてまいりたいと考えてございます。

亀井委員

最後に、この4月に政策部に地域政策課が新設されるということですが、地域の活性化や地域づくり推進プランの推進に向けて、本庁と地域県政総合センターとの連携の面で、今までと比べてどのように変わっていくのか、お尋ねしたいと思います。

企画総務課長

先ほどお答えさせていただきました地域の活性化に向けた様々な取組ですとか、地域づくり推進プランに関するものは、企画部の複数の課に分散しておりますが、4月から地域政策課が担うことになってございます。したがって、本庁の各部局との調整ですとか、地域県政総合センターとの連絡調整の窓口が一本化いたしますので、地域づくり推進プランの推進に向けてよりスムーズに連携を図ることができると考えております。

また、各地域に係る施策を一元的に見直すこととなりますので、全県的視野に立った調整ですとか、施策間の連携の強化が図られ、それによって個々の施策の強化をより高めることができるのではないかと考えております。

例えば、ただいま答弁がありました羽田空港再拡張・国際化の関係でも、京浜臨海部のみならず、他の地域の施策においても、その効果を生かして地域の活性化につなげていくといった視点での施策展開が、より進めやすくなるのではないかと考えております。

地域政策課はこうした効果が期待されていると考えておりますので、地域づくり推進プランの着実な推進、地域課題への的確な対応といった課の設置目的、これをしっかり果たせる組織にしていきたいと思いますと考えております。

亀井委員

地域の活性化に向けて、新設される地域政策課の役割は非常に大きいと思いますので、組織を一本化したメリットを十分に発揮されますよう要望したいと思います。

では、最後に、基地関係の質疑をさせていただきたいと思います。

まず、在日米海軍との防災に関する覚書の締結についてですが、2月8日に知事と在日米海軍司令官との間で締結されました。こうした覚書が締結されたこと自体は、評価しているところですが、真に実効性のあるものにしなければ意味がないということで、こうした観点から、この覚書について数点伺いたいと思います。

もちろん安全防災局所管の事項であることは承知しておりますので、米軍にかかわる問題であることから、分かる範囲でお答えいただければと思います。

まず確認の意味で、この覚書の締結に至った経緯についてお伺いしたいと思います。

基地対策課長

阪神・淡路大震災の2年後でございますが、平成9年3月に災害時の在日米軍との相互応援マニュアルを策定いたしました。その際に、私どもは協定の締結も目指したところではありますが、当時は政府レベルでの包括的な合意なしには地元と基地との間で協定の締結ができないという考え方でございましたので、実現には至らなかったということでございます。

本県では、その間、マニュアルを基にいたしまして、在日米軍とともに通信訓練を行いまして、より確実に効率的なマニュアルとするよう、逐一改定も重ねてまいったところでございます。

その後、昨年3月でございますが、横須賀市が全国に先駆けまして、在日米海軍司令官と防災協定、防災にかかわる覚書を締結いたしました。また、昨年4月には日米合同委員会におきまして、災害時の対応のために、米軍の基地内に立ち入ることを協定で締結できることが合意されました。

このように防災協定を巡る環境は大分変化してきており、こうした中で、私どもは、幾つかの課題について、きちんとケリー在日米海軍司令官に面談いたしまして、その中で覚書締結についての基本的な合意がなされ、去る2月8日に覚書の調印に至ったという経緯でございます。

亀井委員

経緯はよく分かりました。そこで覚書に書いてある範囲がどこまで及ぶかということですが、覚書では自然災害のほか、重大な事件とか事故を対象としていると書かれておりますが、米側の原子力艦船事故に起因する場合はもとより、日本側の原子力関係施設における事故においても支援をしてもらえるのかどうかをお伺いしたいと思います。

基地対策課長

覚書の対象となる災害の範囲につきましては、覚書の中に定義されておりまして、災害とは地震、洪水、台風などの異常な自然現象のほかに、相互支援を要する重大な事件や事故を意味するというような記載があります。この中にどのような事案が含まれるかにつきましては、米側もあらゆる自然災害や事故等に対処できる行動をとるとしておりまして、発災の原因により対処に差があるのではなく、災害に対して支援するという考えから、米側の原子力艦船の事故につきましても、委員お話し日本側の原子力関係施設の事故につきましても、この協定に含まれると考えてございます。

亀井委員

昨年3月に横須賀市が在日米海軍と覚書を締結したと承知しておりますが、今後同じように基地関係市が在日米海軍との覚書を締結する可能性もあります。こうした地元市が締結する覚書と、県の覚書が競合するということはないのでしょうか。うまく調整ができるのかを、お伺いしたいと思います。

基地対策課長

確かにおっしゃるように、災害時には地元関係市と基地との間で、消火活動ですとか人命救助、それから物資の提供等、相互支援を行う際に、米軍への支援要請が地元市と県とで重なるケースも考えられると思います。

そこで、県及び在日米海軍では、こうしたことを念頭に置きまして、地元自治体と連絡を密にし、地元自治体と基地との間で相互支援が行われていくのであれば、そうした事実の方を尊重して、相互に支援し合うことを覚書の中で位置付けまして、これは安全防災局の所管とは思いますが、こうした覚書の趣旨を踏まえて調整、その他役割分担等をしていくものと考えてございます。

亀井委員

覚書を締結して問題になるのは、相互支援の規定がどこまで、どの程度担保されるかということがまず1点ありますし、実際の災害時に本当に有効なものとなるように、これから米側とどのように連携していくかということが2点目としてあると思います。その担保と連携の仕方について、最後にお聞きしたいと思います。

基地対策課長

今回締結いたしました覚書では、相互に支援することなどを義務化しているわけではございませんが、米側としては、国防総省の定める範囲で、在日米海軍は積極的に災害対策に協力するということを定めてございます。

また、昨年9月2日の県の総合防災訓練におきまして、マニュアルに基づいて在日米海軍から医薬品の輸送等が行われましたが、こうした訓練を通じて、今後、相互支援について連携していきたいという米側の強い意向は、私も伺っているところであります。去る2月4日の知事と在日米海軍司令官との調印というのは、こうした関係をより一層深めて、可能な限り支援していこうという意思の表れでもあり、非常に重いものと受け止めております。さらには、今後米側とどのように連携をしていくのかということでございますが、いろいろな基地対策の観点から事業を進めていくに当たって、一方的にこちらからお願いなりをするだけでなく、日ごろから良好な人間関係を形成していくといった姿勢は非常に大切だと考えております。そうした意味では、今回の災害時の支援協定についても、そういった信頼関係を生かして、米軍との関係をより良いものにしていくと考えております。

亀井委員

日ごろから基地負担をしている本県にとって、米軍からも支援を受けられるという仕組みは、負担軽減策の一つと言ってもいいかもしれません。こうした取組が実効性を伴うものとなりますように、安全防災局とも連携して、じっくり取り組んでいただきたいということを要望して、質疑を終わりたいと思います。